

市立札幌病院床頭台システム等企画競争実施委員会運営要綱

平成 28 年 9 月 7 日 病院事業管理者決裁

(目的)

第 1 条 市立札幌病院床頭台システム等企画競争実施委員会（以下「実施委員会」という。）は、札幌市附属機関設置条例第 2 条第 1 項の規定に基づく附属機関（同条例別表 2 の「受託者の選定に係る委員会」に該当）であり、この要綱は実施委員会の運営について定めるものとする。

(委員会の職務)

第 2 条 実施委員会は、企画競争方式により、最も優れた企画提案者を選定することを職務とする。

(委員及び委員長)

第 3 条 実施委員会の委員は、10 名とし、うち 3 名を外部委員をもって充てる。

- 2 実施委員会に委員長及び副委員長を各 1 人置き、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、実施委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 委員長及び副委員長共に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 実施委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、実施委員会の会議の議長となる。
- 3 実施委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 5 条 実施委員会の庶務は、病院局経営管理室経営管理部総務課において行う。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、実施委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 9 月 7 日から施行する。